平成２１年（フ）第４０号
長野県岡谷市長地小萩１丁目５番18号
破産者　樋代　和男
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第６２号
長野県茅野市中大塩13番地28
破産者　林　　正敏
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４６２号
静岡市駿河区中原367番地の２　中原コーポＣ－２号
破産者　石神　文雄
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８０号
三重県伊賀市西湯舟3184番地の１
破産者　岩田　仁志
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５２号
滋賀県愛知郡愛荘町栗田216番地１
破産者　川原園忠男
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１２０号
滋賀県彦根市高宮町1351番地５
破産者　池田麻也子
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５３１号
京都府向日市寺戸町南垣内62番地の６
破産者　長谷川　謙
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６７３９号
大阪府門真市岸和田３―45―９―106　武田慎吾方、開始決定時の住所大阪府大東市中垣内７丁目４番25号
破産者　室井　　浩
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６９１４号
大阪市東淀川区豊里２丁目12番６号
破産者　岡田八千代
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９７１９号
大阪府寝屋川市黒原新町９番13―530号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市大利元町25番12号
破産者　小齊　和子
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８２号
大阪市此花区高見１丁目７番13―509号
破産者　吉田　勝成
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４７７号
大阪府門真市大倉町６番９号
破産者　横井サチ子（旧姓北野）
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３５６号
大阪府大東市緑が丘１丁目15番19号
破産者　上西工務店こと　上西　幸久
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０５５号
大阪府八尾市桂町３丁目１番地　市営住宅８―24号
破産者　吉村　義雄
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８２６号
大阪市福島区大開２丁目16番７号　吉田ハイツ202号
破産者　吉川　春美
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９２９号
大阪府高槻市奥天神町１丁目１番17―202号、前住所大阪府高槻市南大樋町１番１　136号
破産者　栗巣　隆志
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１９５号
大阪府大東市中垣内１－８－35、住民票上の住所奈良県奈良市帝塚山１丁目34番33号
破産者　川中　英子
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８２０号
大阪府枚方市走谷２丁目15―12―201、開始決定時の住所大阪府枚方市南中振２丁目85番９号
破産者　藤本　直山
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８５１号
大阪府豊中市城山町２丁目４―11、開始決定時の住所大阪府豊中市長興寺北２丁目８番８―105号
破産者　阪本　恵子
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部